

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第115号
事故等種類	衝突（陸上クレーン）
発生日時	平成26年7月29日 13時00分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第2区 大阪府堺市所在の大阪府石津港北防波堤灯台から真方位032° 1,200m付近 （概位 北緯34°33.9′ 東経135°27.0′）
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ^{しんたつ} 新辰丸、268トン
船舶番号、船舶所有者等	142175、新辰汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷ウイングに凹損、サテライトコンパスが破損 クレーン なし
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、積み荷役のため、阪神港堺泉北第2区の民間会社の専用ふ頭に左舷着けで着岸作業中、前進行きあしを止めるために機関を後進にかけたが、着岸予定場所を通過し、平成26年7月29日13時00分ごろ、左舷ウイングが陸上クレーンに衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本船は、本事故当時、船首部のバラストタンクに海水を入れ、ハッチカバーを前方端に格納しており、喫水が、船首約1.0m、船尾約2.5mの軽喫水状態であった。 船長は、錨やスラストを使用していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、阪神港堺泉北第2区において着岸作業中、船長が、適切に前進行きあしを制御しなかったことから、左舷ウイングが陸上クレーンに衝突したものと考えられる。 本事故当時の陸上クレーンの状況については、明らかにすることはできなかった。

原因	本事故は、本船が、阪神港堺泉北第2区において着岸作業中、船長が、適切に前進行きあしを制御しなかったため、左舷ウイングが陸上クレーンに衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 軽喫水状態で着岸作業を行う際は、風、船体等の状況を考慮し、主機、錨及びスラストを適切に使用すること。